

# 令和8年度「第2回ジェットロ主催商談会」兵庫県ブース出展支援事業 実施要領

## (趣旨)

第1 この要領は、安全・安心で高品質な兵庫県産農畜水産物・加工食品について、世界を見据えた販路開拓に取り組むため、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェットロ」という。）が香港において開催する「第2回ジェットロ主催商談会」（以下「商談会」という。）へ出展する兵庫県内の農畜水産物生産者及び食品事業者（以下「県内生産者等」という。）に対し、ひょうごの美味し風土拡大協議会（以下「本会」という。）が支援を行うために必要な事項を定めるものとする。

## (事業の内容)

第2 本会会長（以下「会長」という。）は、県内生産者等が商談会への出展に要する経費に対し、1者あたり1/2以内（千円未満切捨て）、かつ150千円を上限として補助する。

## (補助対象者)

第3 補助の対象者は、標記事業に参加した県内生産者等で、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和8年度に開催される商談会に出展する県内生産者等で、次のいずれかに該当するもの。
  - ① 兵庫県内に主たる事業所を有する農畜水産物の生産者もしくは食品の製造者
  - ② これらの生産者・製造者を会員とする団体等
- (2) 商談会において、次のいずれにも該当する商品の展示及び商談を行うこと。
  - ① 兵庫県認証食品または兵庫県産農畜水産物及びそれらを原料とする加工品等
  - ② 特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがあると判断されないもの
- (3) 香港への販路開拓に取り組む意欲があること。
- (4) 商談会に**全日現地**で参加可能であること。
- (5) 出展期間中、裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。
- (6) 本会が実施する事前セミナー等への出席や商談結果・進捗状況等に関する各種アンケート等に対応すること。
- (7) ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録していること。  
(本事業申込みと同時登録可能)
- (8) 本事業の募集期間中に、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (11) 商談会における出展事業者ブースでは、別途、本会が配布する兵庫県 PR 資材（のぼり(W100mm×H300mm)を想定）を常時掲示すること。

## (補助対象経費)

第4 補助対象経費は、兵庫県ブースへの出展に伴う次の各号に掲げる内容を、第6の交付決定後に執行したものを対象とする。

- (1) 県内生産者等の事業主又は従業員が商談会に出席する際にかかる、補助対象者の国内拠点から関西国際空港までの旅費及び香港を往復する航空運賃
- (2) 通訳の手配にかかる経費
- (3) その他出展に際して要した費用

### (事業の申請)

第5 この要領に基づき補助を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、会長あてに令和8年8月7日までに提出しなければならない。

- 2 申請者は、次の各号に掲げるすべての条件を具備しなければならない。
  - (1) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
  - (2) 団体の規約等、責任者が明確で、独立した会計管理を行っていること。

### (補助金の交付の決定)

第6 会長は、前条の申請に係る書類の審査により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めた場合は、申請者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、予算の範囲内で、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者
- 2 会長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。
  - 3 会長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとし、補助金交付決定通知のあった申請者（以下「補助事業者」という。）は、承認を受けた申請書の内容に基づき事業を実施するものとする。

### (補助事業の廃止)

第7 補助事業者は、補助事業の廃止を行おうとする場合は、あらかじめ、補助事業廃止承認申請書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業廃止承認通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

### (実績報告)

第8 補助事業者は、事業が完了したときは、令和9年1月31日までにすべての事業費の支払いを完了させるとともに、事業費が確認できる資料を添えて実施報告書（様式第5号）を提出する。

### (額の確定)

第9 会長は、補助事業の完了に係る前条に規定する実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 会長は、確定した補助金の額が、交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

### (補助金の請求)

第10 会長は、前条の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書（様式第7号）により補助金を交付する。

### (その他)

第11 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

(附則)

この要領は、令和8年7月2日から施行する。